

広島県 中堅・中小企業向け

米国関税等緊急対策

(設備投資支援)

米国関税措置・物価高騰の影響を受ける県内中堅・中小企業の生産性向上等に資する設備投資、創エネ関連設備の導入に係る費用の一部を県が助成します。



生産性向上

等に資する設備

助成率 **15%** ※

創エネ

関連設備

(売電目的のものを除く)

助成率 **50%**

(創エネ付随設備は15% ※)

※中山間地域は投資額×20%

助成金額

1事業者あたり上限なし

※ただし、予算額2億円の範囲内

公募
受付期間

10月3日(金)～

11月21日(金)17時15分【必着】

提出方法

手交、郵送、メール

(事業期間) 交付決定日～令和8年12月31日(木)

※予算が上限に達した場合は、採択されない場合や交付金額の調整をお願いする場合があります。

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5050 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

広島県 県内投資促進課

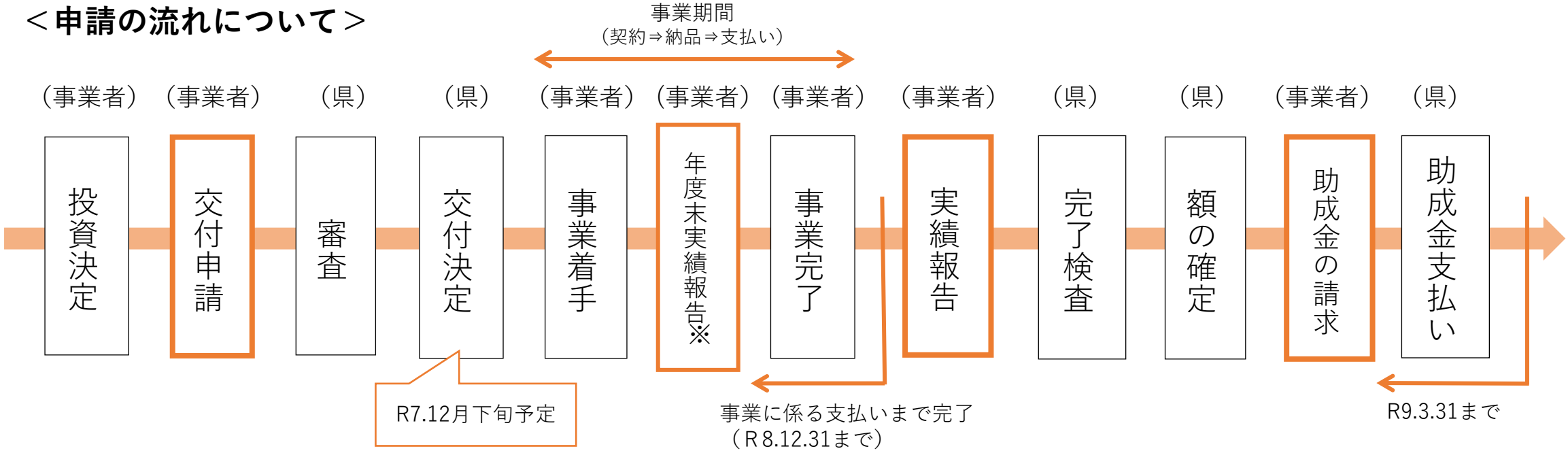
検索

公募の詳細はこちらから！

広島県ホームページ



<申請の流れについて>



<助成率等について>

※R8.3.31までに事業を完了した場合、年度末実績報告は不要

区分	助成率	対象 ※原則として固定資産台帳に登録するもの	助成対象外（主な例）	投資下限額
生産性向上に 資する設備	15% ※	・ A I、 I o T、ロボット化、又は省エネ等により 生産性向上につながる施設・設備投資	・ 交付決定前に事業着手したもの ・ 工期終了後に契約、発注したもの ・ 県外の事業所や工場等に設置した設備 ・ 国の設備投資に関する補助金等を活用する設備 ・ 土地・建物の取得・賃借に係る経費 ・ 既存設備の解体、撤去費、移転・移設費 ・ 発電した電力を他社に販売する設備 ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の 利益部分	1,000万円 （税抜）
創エネ 関連設備	50%	・ 再生可能エネルギーを使用した発電設備 ・ 蓄電池	・ 中古の設備・機器 ・ リースによる設備 ・ 保守サービス料 ・ 地鎮祭費 ・ 消耗品	
	15% ※	・ 再生可能エネルギーを使用した発電設備等を効果的に 運用するための補助的な設備	・ 公的機関への各種申請費用、公租公課（消費税 及び地方消費税） ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、 美術品等）	

※中山間地域の助成率は20%

【中山間地域（対象地域）】
広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市の一部、
府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の全域

（注）本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合があります。

<対象業種> 製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（企業立地促進対策事業<米国関税等緊急対策>助成金交付要綱 別表第1）

分類 番号	業 種 名	分類 番号	業 種 名	分類 番号	業 種 名
09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	45	水運業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	47	倉庫業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	48	運輸に附帯するサービス業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	51	繊維・衣服等卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	52	飲食物品卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	5511	家具・建具卸売業
19	ゴム製品製造業	3719	その他の固定電気通信業	72	専門サービス業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	39	情報サービス業	73	広告業
21	窯業・土石製品製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
22	鉄鋼業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業